

証券コード 6573
2025年7月16日
(電子提供措置の開始日2025年7月9日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門二丁目3番6号
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表取締役社長 CEO 藤 原 宏 樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://agilemedia.jp/ir/news>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会へのご来場については、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。P3「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2025年7月30日（水曜日）午後7時までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月31日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館
味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム4A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

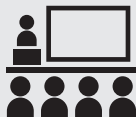
以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイト to 修正内容を掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年7月31日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2025年7月30日（水曜日）午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年7月30日（水曜日）午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年7月30日（水曜日）
午後7時まで

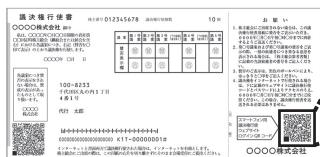
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- ① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- ② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

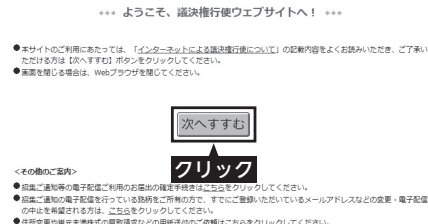
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

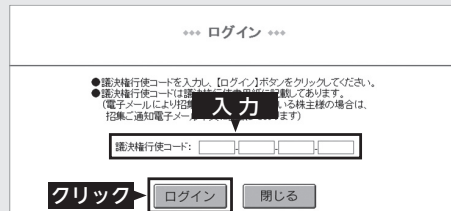
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



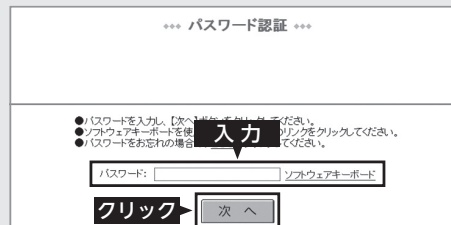
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1条（商号）の変更

当社は、2007年2月の創業以来、「ファンの“好き”を加速する」をテーマに、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象にクチコミ（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供してまいりました。創業後18年を経過し、当社を取り巻くデジタル環境が急速に変化している中で、当社は、これらの変化に柔軟に対応し、競争力を高めるため、主力事業であるアンバサダー事業のみならず、製造販売業や小売業、さらにはエンタメ事業、卸事業、SNS事業、旅行事業、V-toker事業など、事業の多角化を推進しております。

そこで、このように多様な事業を展開していることを踏まえ、現行の商号では表現しきれない企業のビジョンとアイデンティティを明確にすべく、当社の商号を「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社」から「CRAVIA（クラヴィア）株式会社」に変更したく存じます。

「CRAVIA」は英語の“crave（渴望する）” “create（創造する）” とラテン語の“via（道）”を組み合わせた造語で、「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」というビジョンを表現したものです。当社は、旧来のメディアネットワーク事業の枠を超え、エンタメ事業、卸事業、SNS事業などの新領域で、人と人との“共感の熱量”をエネルギー源とし、創造・発信・つながりの循環を生み出す企業でありたいとの想いを込め、「CRAVIA株式会社」への商号変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により2025年10月1日から実施するものとし、商号変更の規定の効力発生をもって、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 第20条（選任方法）及び第21条（任期）の変更

役員の欠員に備え、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任に関する規定を新設し、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役が就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社と称し、英文では、Agile Media Network Inc.と表示する。	第1条（商号） 当社は、 <u>CRAVIA株式会社</u> と称し、英文では、 <u>CRAVIA Inc.</u> と表示する。
第2条（目的）～第19条（員数） （条文省略）	第2条（目的）～第19条（員数） （現行どおり）

現行定款	変更案
第20条（選任方法） 1～3（条文省略） （新設） （新設） 第21条（任期） 1～2（条文省略） 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第22条～第40条 （条文省略） （附則の2） （条文省略） （新設）	第20条（選任方法） 1～3（現行どおり） 4 <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を選任することができる。</u> 5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第21条（任期） 1～2（現行どおり） 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の任期の満了する時までとする。 第22条～第40条 （現行どおり） （附則） （現行どおり） （附則の2） <u>第1条（商号）の変更は、2025年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

経営環境の変化に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
かねこ ゆうすけ 金子 雄亮 (1995年3月23日) 所有する当社の 株式の数 一株	2013年4月	株式会社デントオール 入社
	2014年4月	株式会社BLOOM 入社
	2018年7月	株式会社CocoVita 代表取締役
	2019年7月	株式会社Libeiro 代表取締役
	2022年5月	株式会社アラヴィス 取締役
	2023年3月	MAKE BEAUTURE株式会社 取締役（現職）
	2023年5月	インフルエンサーZ株式会社 取締役
	2024年8月	同社 代表取締役（現職）
	2025年5月	当社 執行役員（現職）
■取締役候補者とした理由 金子氏は、複数の事業会社の取締役、代表取締役を歴任し、事業会社の経営者としての豊富な知見を有しております。特に同氏がこれまでに携わったSNSに関する事業は、当社が推進するデジタル戦略、ファンマーケティング分野との高い親和性を有し、当社の今後の事業展開にその知見を発揮していただけるものと判断したことから、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。）金子雄亮氏が選任された場合には同様の補償契約を締結する予定であります。
4. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉岡剛氏が2025年3月31日付で辞任し現在は権利義務取締役であること、及び監査等委員である取締役小石彩萌氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますことに伴い、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	さくま はるひで 佐久間 玄任 (1970年9月4日) 所有する当社の株式の数 一株	2008年12月	監査法人トーマツ 入所
		2014年8月	佐久間公認会計士事務所 所長
		2017年12月	弁護士法人アディーレ法律事務所 入所
		2019年2月	荒木法律事務所 入所
		2019年7月	国税不服審判所 国税審判官
		2023年8月	財務省関東財務局 金融証券検査官・法務監査官
		2025年2月	弁護士法人SAKURA法律事務所 大阪支店長（現職）
	■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 佐久間氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格及び弁護士資格を有し、監査法人での会計監査及び長きにわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、会計及び法律の専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	ほうじょう ようへい 北條 陽平 (1985年4月21日)	2017年2月 2019年4月 2020年10月	M&A総合法律事務所 入所 公智法律事務所 入所 北條法律事務所 設立（現職）
	所有する当社の 株式の数 一株	■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 北條氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士登録依頼、M&Aをはじめとする企業法務に携わり、専門知識と豊富な知見を有し、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐久間玄任氏及び北條陽平氏は社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は社外取締役候補者であり、各候補者が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 佐久間玄任氏及び北條陽平氏が選任された場合には、当社との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定です。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。）
5. 佐久間玄任氏及び北條陽平氏が選任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結する予定であります。
6. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、三枝充氏を第1順位、柴野高之氏を第2順位といたします。また、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	さへぐさ みつる 三枝 充 (1974年11月25日) 所有する当社の 株式の数 一株	1999年4月 2001年4月 2008年11月 2017年1月 2022年1月	株式会社フロムソフトウェア 入社 厚生労働省 入省 旬報法律事務所 入所 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 入所 Kollect/パートナーズ法律事務所 設立（現職）
	■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 三枝氏は、弁護士資格を有し、IT関連業務や暗号資産関連業務をはじめとして労務案件や不動産関連から企業法務まで、幅広い専門知識と豊富な知見をお持ちです。また、ブロックチェーン関連事業会社等における取締役としての経験も有することから、社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	しばの たかゆき 柴野 高之 (1971年8月14日) 所有する当社の 株式の数 一株	1998年4月 2003年1月 2017年1月 2023年4月 2025年3月	堂島法律事務所 入所 堂島法律事務所 パートナー 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー（現職） 日鉄興和不動産プライベート投資法人 監督役員（現職） 株式会社HANATOUR JAPAN 監査役（現職）
	■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 柴野氏は、過去に、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての経験を有することから、企業法務、M&A、不動産、事業再生及び倒産処理等の幅広い分野での専門知識と豊富な知見を持ち、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三枝充氏及び柴野高之氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は補欠の社外取締役候補者であり、各候補者が就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 三枝充氏及び柴野高之氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定です。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。)
5. 三枝充氏及び柴野高之氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結する予定であります。
6. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

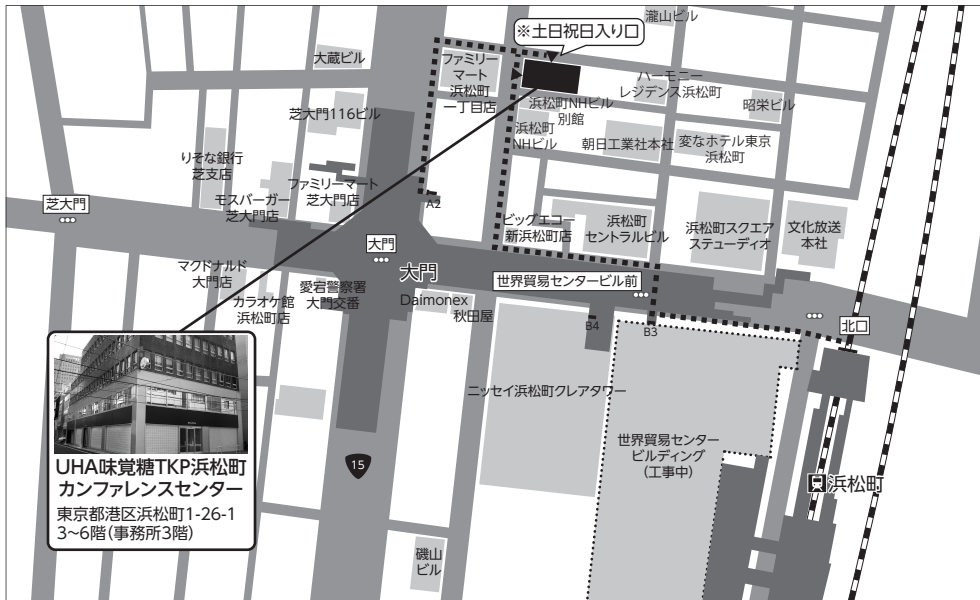
以上

株主総会会場のご案内

会場 味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター
カンファレンスルーム4A

住所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館

<ご案内図>



<アクセス>

JR山手線 浜松町駅 北口 徒歩4分
東京モノレール 浜松町駅 中央口 徒歩5分
都営浅草線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分
都営大江戸線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。